

ニュージーランドにおける乳幼児保育制度

－幼保一元化のもとでの現状とそこからの示唆－

松井由佳 東京大学教育学部卒業
瓜生淑子 奈良教育大学学校教育講座 (幼年教育)

(平成22年5月6日受理)

Early Childhood Education and Care in New Zealand: Current state after the administrative integration and suggestions to ECEC reform in Japan

MATSUI Yuka *Graduated from the University of Tokyo*
URIU Yoshiko *Department of Early Childhood Education,
Nara University of Education, Nara 630-8528, Japan*
(Received May 6, 2010)

Abstract

Early childhood education and care (ECEC) has recently been a hot topic in OECD and economically advanced countries. New Zealand was one of the first nations to establish an integrated ECEC system, which is based on pseudo-vouchers. The integration process involved a neck-and-neck race between the neoliberal economic reformers who aim to create a competitive environment for ECEC providers, and the interested parties including parents who wish to ensure that all children have equal opportunity to receive high-quality ECEC. Bearing this in mind, this study describes New Zealand's diverse but comprehensive ECEC system, tracks the progress of its 10-year strategic plan since 2002, and reports recent ECEC trends in New Zealand including the introduction of 20-hour free ECEC system for 3 and 4 year-olds. The study intends to provide a point of view from which to discuss Japan's future ECEC system, which now faces a turning point.

Key Words : New Zealand, Early childhood education and care (ECEC), Integration of ECEC, 10-year strategic plan

キーワード：ニュージーランド、乳幼児保育、幼保一元化、10か年計画

1. はじめに

近年、経済先進国にとって、Early Childhood Education and Care (以下、乳幼児保育) が政策課題として注目されるようになってきた。就労女性の増加、少子高齢化の急速な進展もあって、子育て環境は大きく変貌し、単に人口・労働力対策からだけでなく、子どもの育ちそのものの検討が大きな課題となっている。経済協力開発機構 (OECD) が大規模な調査を実施し、2冊の報告書－“Starting Strong”, 2001 : “Starting Strong II”, 2006－を刊行したこともその現れである。「人生の始まりこそ力強

く」と題されたその主張は、先進国の生き残りをかけた先行投資論としても、乳幼児の育ちとその保育の大切さを喚起している。

OECDによれば、世界の保育理念や方法は2つのタイプに分類される (泉, 2008)。1つは、「就学準備型」であり、英・米・仏がその代表である。今1つは、「生活基盤 (ホリスティック) 型」で、北欧がその代表である。後者にあたる国々－北欧・ニュージーランド等－の乳幼児保育が日本で関心を呼んでいる。とくに、2000年以降、著作によるニュージーランドの保育の紹介が相次いだ⁽¹⁾。ニュージーランドの保育には、主に次のような点から

日本の関係者の関心が寄せられてきた。1点目は、1986年、世界的に早い時期に幼保一元化を実施した国であり、一元化の下、幼稚園や保育所の他、多様な施設や運営主体がその特徴や機能を保ちながらも包括的な就学前保育制度を整えてきたことである。折しも日本では、鳩山政権下で「子ども・子育て新システム検討会議」が、「子ども家庭省」(仮称)の創設と「幼保の一体化」等を内容とした法案を2011年の通常国会へ提出する方向性を打ち出したことから(本年4月27日)、現行の幼保二元制度の改編が何らかの形で進む可能性も見えだしている⁽²⁾。

2点目は、世界に先駆けて、幼稚園・保育所にも共通する統一カリキュラム、「テファリキ」が1996年に作成されたことにある。それは、「何歳ではこれこれができるようになる」と言った従来型のカリキュラムとはずいぶん異なった包括的なものであり、現場での支持を得るとともに、OECDをはじめ、世界的にも注目されている。

筆者らも、こうした特徴を持つニュージーランドの乳幼児保育に関心を持ち、2007年3月、2008年10月、2010年2月に、単独もしくは複数で現地調査を行った。その3年間にニュージーランドでは、2008年11月に労働党から国民党への政権交代があった。ニュージーランドの乳幼児保育政策はここ30年近く、この2大政党の政権交代によって大きく変わる歴史が続いてきた(但し、近年、ともに連立政権である)。この点にも注意しながら、以下では、3回の訪問調査を通して明らかになったニュージーランドの保育制度について最新の情報を含めて紹介することで、変革期にある日本の保育制度を議論する際の資料を提供したい。

なお、本稿では、一般的に乳幼児の教育・養護を統一的に言う場合は、「乳幼児保育」とする。しかし、ニュージーランドのEarly Childhood Education ServiceやEducation (Early Childhood Service) Regulationには、「乳幼児教育サービス」「乳幼児教育規程」というように訳語をそのままあてている。“education”は、一元化の下、education and care(保育)とほぼ同じ意味で使われている。「サービス」という用語は、広義には幼稚園・保育所などの施設の他、親たちが運営するプレイ・グループなども含めた諸機関から提供される保育の総称である。また、ほとんどの子どもが5歳の誕生日から小学校に通い始め、無償の教育を受けていることから、ニュージーランドの乳幼児教育サービスの対象は概ね、5歳未満をさしている。

2. ニュージーランドの概要

ニュージーランドは南半球オーストラリアの東南に位置する島国で、日本の約75%の国土面積を有するが、人口は日本の4%に満たず(2009年12月現在、約432万人)、

大阪府の人口の半分程度である。民族構成はヨーロッパ系67.6%、マオリ(先住民族)14.6%、アジア系9.2%、太平洋諸島系6.9%となっている⁽³⁾。政治経済面では、長らく高度福祉国家と言われてきたが、70年代のオイルショックを機に大きな財政赤字を抱え、84年の労働党のロンギ政権によって、規制緩和と市場原理に基づく新自由主義経済政策が取られてきた。そこでは、「小さな政府」をめざして行財政改革が進められ、イギリス・アメリカと並んで新自由主義の代表国とも言われるようになった。その政策は、教育の分野にもおよび、乳幼児保育の分野もその例外ではなかった。そうした行財政改革を経て、2000年にはUS\$13,662であった1人当たりGDPが2007年にはUS\$29,879となるなど⁽⁴⁾、経済指標は改善してきた(日本のそれは2000年US\$36,741、2007年US\$38,578)。世界的にもその行財政改革の実績が注目される一方で、所得格差は広がっており、相対的貧困率等はOECD加盟国中、上位にある。この間、およそ10年ごとに政権交代があり、その度に、民営化の手直しや乳幼児保育政策の手直しなど、諸政策の模索も続けられている。

2. 1. 合計特殊出生率

図1は1985年～2005年の各国の合計特殊出生率の変化を示したものである。ニュージーランドの合計特殊出生率は1970年代後半から2.0前後で推移を続けており、過去30年間大きな変化はみられていない。ニュージーランドの合計特殊出生率は最新データ(2009年)で2.12である⁽⁵⁾。ヨーロッパ系に限ってみても1.92(2006年データ)と、低くはない。

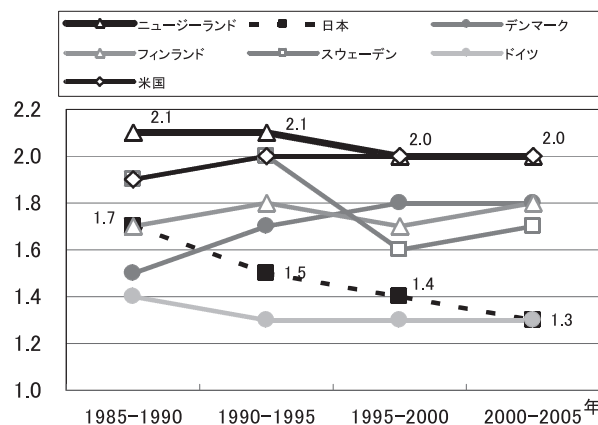


図1 各国の合計特殊出生率

出典：United Nations Population Division, World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database (<http://esa.un.org/unpp/index.asp>)

2. 2. 女性の就労率

ニュージーランドは先進国の中では女性の就労率は低めで、英国や日本同様、年齢階級別就労率にM字型の落

ち込みが顕著な国と言われてきた。しかし、近年、若い子どもをもつ女性が多い25～34歳の女性の就労率が上昇しており、2007年の同年齢階級の女性の就労率は1992年と比較して約10%高くなり、M字型の落ち込みが解消してきている（図2）。6歳未満の子どもを持つ母親の就労率は、OECD20カ国の平均より低いものの、日本よりも約10%高い（図3）。ただ、ニュージーランドでは6歳未満の子どもを持つ女性ではパートタイム就労率が高く、子どもの成長とともにフルタイム（週30時間以上の就労をフルタイムと定義）の職に復帰する母親が多いことも特徴である。

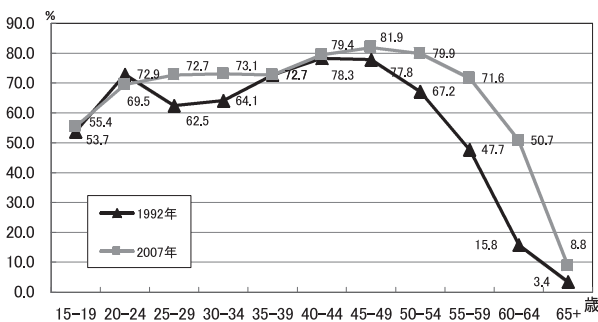


図2 ニュージーランド女性の年齢階級別就労率の変化
出典：Statistics New Zealand, "Labour Market Statistics: 2007"

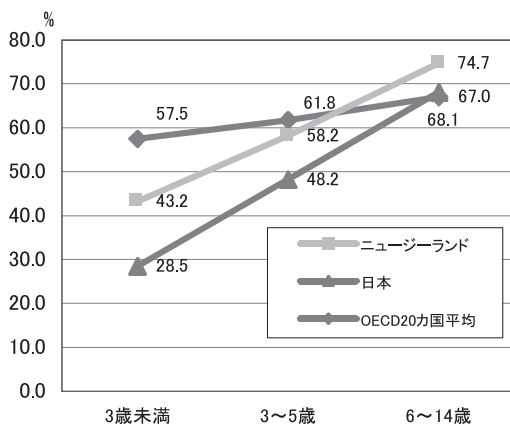


図3 末子の年齢別、母親の就労率（2002年）
出典：OECD, Society at a Glance 2005

2. 3. 産前産後・育児休業制度

ニュージーランドの有給の出産休暇制度の歴史は新しく、2002年に初めて導入された（Paid Parental Leave：担当庁はDepartment of Labour）。当初は12週間のみであったが、2005年に14週間に拡大された。この制度の対象は母親であるが、父親に全部もしくは一部を委譲することができる（父親が雇用期間等で同等の条件を満たす場合）。2010年4月現在の支給額は、休業直前の給与額100%（最高NZ\$429.74/週まで。本年5月1日の為替レ-

率はNZ\$1.0は約69円）となっている。日本のような給与保障のある育児休業制度はないが、雇用期間等で条件を満たせば、52週間（上記の14週間含む）の無給延長休業（Unpaid Extended Leave）が認められる⁽⁶⁾。

2. 4. 家族関係給付

ニュージーランドは、1926年に世界初の児童手当制度が始まった国としても知られ、所得制限等をつけない手当が長らく支給されてきた。しかし、厳しい経済状況の中、1990年の国民党への政権交代後、この普遍主義的的制度は廃止され、低所得者層にシフトした税額控除制度に転換した。主なものは、「家族税額控除」「被雇用者税額控除」「家族所得最低保障税額控除」などがある。例えば、16歳未満の子どもが一人の家庭で、世帯年収がNZ\$59,000以下であれば、家族税額控除の結果、NZ\$1～86/週が払い戻しされる⁽⁷⁾。この家庭の場合、夫婦の就労時間が30時間/週を超えるならば、さらに被雇用者税額控除によりNZ\$60/週が払い戻される。

3. ニュージーランドの乳幼児保育制度の概要

3. 1. 所轄官庁

1986年に、幼稚園・プレイセンターに加えて、保育所・家庭的保育サービスも教育省の管轄下におかれることになった。この統合によって予算や保育者の資格、カリキュラム、設置基準などが一元化されていく。しかし、一元化と言っても、後述するように、幼稚園等、各サービスの特徴や機能は保ったまま、同一の体系下で管理していることが特徴となっている。

一元化以前、幼稚園への助成は手厚かった。当時は無償幼稚園（Free Kindergarten）と呼ばれており、保育料は徴収されていなかった（かわりに、義務ではないが寄付が求められる。後述するように幼稚園の保育料は現在も無償）。これに対して保育所への助成は殆どなく、また保育者の資格要件もないなど劣悪な保育条件だった。こうした状況に対して、女性の社会進出や人種差別等の社会的差別への反対運動の高揚などに連動して、公平でより積極的な保育政策を求める声も強くなり、一元化の要求が高まっていった。しかし、幼稚園と保育所の格差是正は、一元化も出発点に過ぎず、後述するように、それ以降に保育者の賃金格差、資格要件の格差等への様々な是正の取り組みがねばり強く進められていく必要があった。

3. 2. 乳幼児教育サービスの種類

ニュージーランドの乳幼児教育サービスには、さまざまな特徴をもった多様なサービスがある。幼稚園、教育・保育センター（日本で言う保育所の他、私立幼稚園等も

ここに含まれる)などの施設型サービスの他、家庭的保育ネットワークや病院での保育を含むサービスはEducation (Early Childhood Services) Regulationによって、また、親や地域の子育てサークルに近いイメージのプレイ・グループ等はEducation (Playgroups) Regulation⁽⁸⁾によって管理されており、いずれもテファリキ(後述)に基づく保育が行われている。

3. 2. 1. 保育サービスの免許条件：免許保有と免許免除 6歳未満の子どものを3名以上、全日あるいは数時間定

期的に保育するサービスでは、乳幼児教育規程に従って、保育する者の免許保有が条件となる。

表1に、免許保有が必須のサービス(Licensed Services)と免許免除のグループ(Licence-exempt Groups)とからなる乳幼児教育サービスを一覧表にして示した⁽⁹⁾。

3. 2. 2. 運営主体：公共的サービスと私立サービス

ニュージーランドの乳幼児教育サービスは運営主体の別から、地域に根差したCommunity-based Services(以下、「公共的」サービスと呼ぶ⁽¹⁰⁾)と、個人や企業等が

表1 ニュージーランドの乳幼児教育サービス

施設型サービス	教育・保育センター (Education and Care Centre)	出生後から学齢期までの子どもを対象としたセッション型・全日型・自由時間型プログラムを提供する。非営利団体が運営するセンターと営利企業が運営する私立のセンターがある。主にかつて「保育所(Childcare)」と呼ばれていた施設を含むが、下記(幼稚園・プレイセンターなど)に分類されない乳幼児教育サービスは全てこれに分類される。例えばモンテッソリの哲学を取り入れた私立幼稚園は「幼稚園」ではなく、ここに分類される。
	幼稚園 (Kindergarten)	New Zealand Kindergartens Incorporated (NZKI) またはNew Zealand Federation of Free Kindergartensに属する教師主導の乳幼児教育サービス。かつて「無償幼稚園」と呼ばれていた。主に3・4歳児を対象としたセッション型プログラムを提供している。幼稚園の保育者は早くから幼児教育教員免許の取得が義務付けられていた。
	プレイセンター (Playcentre)	New Zealand Playcentre Federation Incorporated加盟の協会に属する乳幼児教育サービス。通常4時間のセッション型プログラムを提供している。曜日ごとに対象児の年齢が決まっており、年齢別保育が行われている場合が多い。プレイセンターの最も大きな特徴は、子どもの家族が主体となって教育プログラムを管理・実施する点である。プレイセンター協会認定の資格を有するスーパーバイザー(通常1名)が活動に参加し、保育の運営の中心的役割を担うが、保育者の配置基準を満たすため、数名(セッションに参加する子どもの人数によって異なる)の親が必ず保育に参加する。子どもとの保育のみならず、親にとっての出会いの場、親教育の場としての意味合いも大きい。
	コハンガ・レオ (Te Kōhanga Reo)	Te Kōhanga Reo Trustが運営する乳幼児教育サービス。出生後から学齢期までの子どもを対象に、マオリの言語・文化・価値観を次世代に伝え残していくことを目指して1982年に創設されたサービスである。保育はすべてマオリ語で行われ、プログラムの内容もマオリの文化に根差したものとなっている。
非施設型サービス	家庭的保育サービス (Home-based Service)	保育者/教育者の家または子ども自身の家で、少数の子どもに乳幼児教育を行うサービス。家庭的保育サービス間にはネットワークが構成されており、乳幼児教育教員資格を有するコーディネータが1か月に1回以上訪問する等して監督を行っている。1人の保育者は最大4名まで(2歳未満児の場合は、2名まで)預かることができ、1人のコーディネータがひとつのネットワークで管理できる子どもは最大80名となっている。
	院内保育サービス (Hospital-based Service)	2008年の教育規程改定に伴って新たに設置された入院中の乳幼児を対象としたサービス。設置に際し、外遊びのための場所の確保が免除される。
	通信制学校 (Correspondence School)	地理的、医学的要因等によって学校に通えない子どもを対象に家庭での学習機会を提供する国立学校。乳幼児教育から成人教育まで行っている。
免許免除	プレイグループ (Playgroup)	コミュニティを基盤にした親と就学前の子どものグループで、1週間に1~3回(各4時間まで)保育行っているグループ。
	太平洋諸島乳幼児グループ (Pacific Islands Early Childhood Group)	太平洋諸島の文化と言語を就学前の子どもに伝えることを目的としたグループ。親の参加が大きく求められる。
	プナ・コフンガフンガ (Ng Puna Khungahunga)	マオリの文化に即した保育を行っているコミュニティを基盤にしたグループ。

参考：Education Count, Ministry of Education, New Zealand
(http://www.educationcounts.govt.nz/technical_info/glossary)

所有するPrivately-owned Services（以下、「私立」サービスと呼ぶ）に大別される。公共的サービスは、法人格を持つ協会（例：New Zealand Kindergartens Incorporated）が運営する場合、サービス主体が慈善団体・公的団体・地域団体である場合や、地域組織（市議会など）が提供する場合があります、非営利的運営が求められ利益をあげることが禁止されている。

Community-basedの基準に当てはまらないその他すべてのサービスが「私立」に分類される。私立サービスは利益をあげ、その利益を分配することが認められている。運営主体は個人もあるが、フランチャイズ契約で多くの施設を展開している幼児教育企業（ABC Learning CentreやKindercareなどが有名）の増加が近年著しい。

2009年7月1日現在4,123か所ある免許保有の乳幼児教育サービス（表2）の内、公共的な機関が2,490（60.4%）、私立機関が1,632（39.6%）であり、全体としては公共的サービスの方が多い。しかし、利用者数の最も多い教育・保育センターに限ってみると、2009年7月1日時点の私立園の割合は63.1%であり、増加傾向が続いている⁽¹¹⁾。営利企業が参入することにより、保育の質が維持されなくなることを懸念する声も上がっている。

3. 2. 3. 保育時間：セッション型と全日型

保育時間による種別はセッション型（1人の子どもの保育時間が合計で4時間を超えない）と全日型の2種類があり、スタッフの配置基準やお昼寝のための設備に関する基準の有無が異なり、また子ども1人あたりに支払われる補助金の額にも差がある（p.61の表5-1参照）。セッション型サービスの代表例が幼稚園である。幼稚園の運営時間自体は4時間を超えることが可能であり、4時間ずつのセッションを午前・午後の2回行っている園も多いが、同じ子どもがその両方に参加することはできない。1人でも保育時間が4時間を超える子どもがいる場合には、全日型の要件を満たすことが求められる⁽¹²⁾。

3. 2. 4. 保育の主導者：親主導と教師主導

保育プログラムを主導する主体の違いによって、「親主導（Parent-led）」と「教師主導（Teacher-led）」の二つに分けられる。前者にはプレイセンターおよび一部の

コハンガ・レオがあり、後者には幼稚園、教育・保育センター、基準を満たしたコハンガ・レオがある。家庭的保育ネットワークも資格を持ったコーディネータが個々の保育者を管理することから、後者に含まれる。2012年までにすべての保育者を「登録教員」とすることが「10か年計画」の中で目標と掲げられた（後述）が、その対象となっているのは教師主導サービスのみである。

3. 3. 保育者の配置基準

表3に示すように、保育者の配置基準は、2歳未満児については全日型・セッション型ともに1:5、2歳以上児については全日型1:10、セッション型1:15と定められている。日本の認可保育所の国の最低基準は、0歳は1:3、1・2歳児は1:6、3歳児1:20、4歳児以上1:30であり、幼稚園は1:35以下となっているから、低年齢では日本の方が手厚いが、より年長になるとニュージーランドの方が手厚い基準となっている。なお、この表からわかるように、ニュージーランドでは施設規模そのものが全体に小さいのも特徴であり、このことが、日本の都市部での大規模園などと比べれば、保育者一人あたりの担当子ども数の菌止めになっている。

表3 保育者の配置基準（2010年4月現在）

	2歳未満		2歳以上		混合	
	出席児数	保育者数	出席児数	保育者数	出席児数	保育者数
全日型	1~5	1	1~6	1	1~3	1
	6~10	2	7~20	2		
	11~15	3	21~30	3		
	16~20	4	31~40	4		
	21~25	5	41~50	5		
セッション型	1~5	1	1~8	1	1~3	1
	6~10	2	9~30	2		
	11~15	3	31~45	3		
	16~20	4	46~50	4		
	21~25	5				
家庭的保育	1~2	1	1~4	1	1~4	1

出典：Education (Early Childhood Services) Regulations 2008 as to 24 September 2009

表2 免許保有の乳幼児教育サービス機関数（1990～2009年7月1日時点）

	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
幼稚園	575	591	600	603	606	609	614	618	619	618	622	626
プレイセンター	621	562	517	503	492	482	481	482	474	466	464	461
教育・保育センター	719	1,093	1,476	1,558	1,612	1,673	1,730	1,754	1,842	1,932	2,047	2,236
コハンガ・レオ	616	738	583	562	545	526	513	501	486	470	467	464
家庭的保育	40	112	180	184	194	190	192	201	202	227	244	297
通信制学校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
その他	...	36	45	39	38	42	43	41	41	36	36	38
合計	2,572	3,133	3,402	3,450	3,488	3,523	3,574	3,598	3,665	3,750	3,881	4,123

出典：Education Count, Ministry of Education, New Zealand
 (http://www.educationcounts.govt.nz/statistics/ece/ece_staff_return/licensed_services_and_licence-exempt_groups/)

3. 4. 保育時間

保育時間はサービスの特徴や地域のニーズによって異なるが、都市圏にある私立の教育・保育センターは朝7時から夕方6時まで開いている場合が多い。ただし、利用契約は曜日・時間単位で結ぶため、必ずしもすべての子どもが毎日通っているわけではなく、また朝から夕方まで保育を受けているわけではない。

子ども1人当たりの平均保育時間は全体で週19.5時間である(図4)。サービス別の子ども1人1週間当たりの平均保育時間数をみると、就労している母親が預ける場合が多い教育・保育センター(23.5時間)、および家庭的保育ネットワーク(21.5時間)に登録している子どもの保育時間が長く、主に半日のセッション型の保育を行っている幼稚園(14.2時間)、およびプレイセンター(4.0時間)では保育時間が短い。しかし、全日型が主流である教育・保育センターと家庭的保育ネットワークだけでなく、近年、幼稚園も長時間化してきていることが図からわかる。

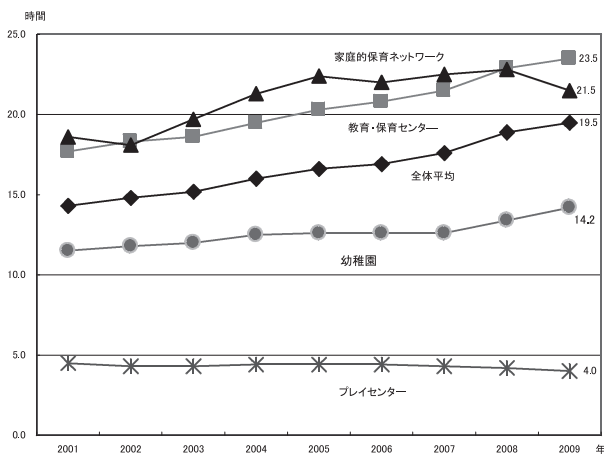


図4 乳幼児教育サービス種別の週あたり平均保育時間数

出典: Education Count, Ministry of Education, New Zealand (http://www.educationcounts.govt.nz/statistics/ece/ece_staff_return/licensed_services_and_licence-exempt_groups)

3. 5. 保育のカリキュラム (Curriculum Framework)

幼保一元化の後、政府は統一的なカリキュラムの制定を企画した。当初は、ナショナル・カリキュラムという初めての試みに現場には危惧の声もあったと言うが(鈴木, 2008)、その作業を委託された研究者、メイとカーらは、数年をかけて保育関係者たちの意見も組み入れながら作成し、1996年に完成させた(松川, 1999)。織物を意味するマオリ語からとった「テファリキ (Te Whāriki)」と呼ばれる保育カリキュラムは、4つの原理(保育する側がどのような理念でかかわろうとするのかを示している)と5つの要素(それによって子どもたちに何が育まれるのかを示している)とが編み込まれてい

るものというイメージを示す、包括的で理念的なものであった。長らく、法的拘束力はもたなかったが、2008年の規程の見直しの中で、遵守が義務づけられるカリキュラム・フレームワークとして小学校以上と同じように正式な位置づけを得、計画的な使用が求められることとなった。とは言っても、達成度を求めるというようなものではなく、表4に見るようにあくまで理念的なものである。

表4 「テファリキ」に基づく乳幼児教育カリキュラム・フレームワーク (2008年12月発効)

原理(The Principles)
エンパワーメント(Empowerment) 幼児教育カリキュラムは、子どもに学び、成長する権利を与えるものである。
全人的な発達(Holistic Development) 幼児教育カリキュラムは、子どもが学び成長する、全体的な方法を示すものである。
家庭と地域(Family and Community) 家庭や地域といった広範な世界は、幼児教育カリキュラムに不可欠な要素である。
関係性(Relationships) 子どもたちの学びは、ひとや場所、物との応答的で互恵的な関係を通してうまれる。
要素(The Strands)
幸福(Well-being) 子どもの健康および幸福が保護され、育まれる。
所属(Belonging) 子どもやその家族が帰属意識をもてる。
貢献(Contribution) 学習の機会は公平であり、ひとりひとりの子どもの貢献が評価される。
伝達(Communication) 子ども自身のことばや表象および他の文化のことばや表象が推奨され、保護される。
探求(Exploration) 子どもの学習が、能動的な環境の探求からうまれる。

出典: Ministry of Education, New Zealand (<http://www.educate.ece.govt.nz/learning/curriculumAndLearning/TeWhariki.aspx>)

しかし、2008年の政権交代後、小学校については、2010年の2月の新学期から読み書きと算数について、カリキュラム・フレームワークとは別に、国家基準(National Standards)が制定され、子ども一人ひとりが毎年その達成度をテストされることになった。今のところ、国家基準は乳幼児保育にまで降りてきてはいないが、関係者からは、今後、同様の国家基準制定が保育に対してもなされるのではないかと危惧する声が聞かれた。

3. 6. 政府からの補助金

OECD調査による各国の乳幼児教育(3歳以上)に対する支出の対GDP比をみると、2006年時にはニュージーランド(0.3%)と日本(0.2%)はともにOECD平均

(0.5%) よりも低い。ただし、ニュージーランドはその後、20時間の無償幼児教育制度が始まる（後述）など、乳幼児教育に対する支出が大幅に拡大しており、今後さらに増すことが見込まれている（図5）。以下に、教育省および社会開発省の補助金について具体的に述べる。

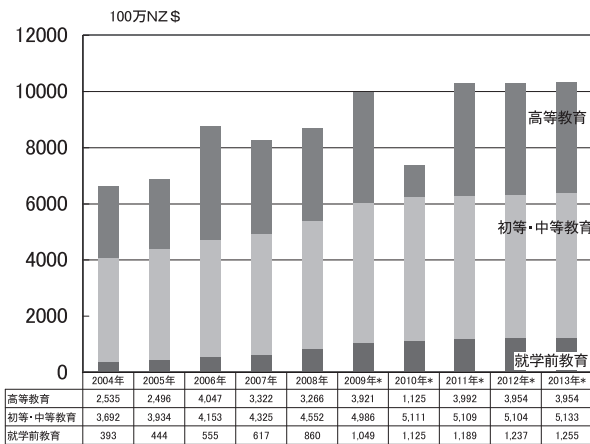


図5 教育段階別の教育機関に対する支出の変化と予測

2009年以降のデータは予測値。

出典：The Treasury, New Zealand, "Budget Economic & Fiscal Update 2009"

3. 6. 1. 教育省からの乳幼児教育補助金 (ECE Funding)

ニュージーランドの補助金方式は擬似（疑似）バウチャー制度と言われる（池本、2003）。バウチャーとは一般には「切符」や「クーポン」をさす。公共政策の手段としての「バウチャー」は、個人を対象とした用途制限のある補助金のことである。擬似バウチャーは、個人にクーポンが配布されるのではなく、サービス機関が、集まったバウチャー受給資格者の数に応じた補助金を政府から受けとるものを言う。ニュージーランドでは1992年から擬似バウチャー制度が導入され、現在は施設型・家庭的保育などサービスの種類や有資格者の割合等によって子ども1人1時間当たりについて定められたレートに基づいて補助金の支給が行われている。この補助金は一括助成（bulk funding）であり、スタッフの給与、スタッフの研修費、運営費、備品購入費等への配分は各サービス機関の裁量に任されている（但し、幼稚園は補助金を所属する幼稚園協会を通じて受け取り、給与も一定の水準を維持している）。なお、子ども1人について請求できる補助金の上限は1日6時間、1週間30時間である。

各乳幼児教育サービスに対する補助金額の詳細を表5-1に示すが、有資格者の割合が100%の全日型の幼児教育施設に対する補助金が最も高く、2歳未満児は1人1時間あたりNZ\$12.94、2歳児以上はNZ\$7.79である（2009年7月現在）。この補助金額は近年大幅に引き上げられてきた。とくに2002年より実施されている10か年計

画（4.参照）の一環として2005年4月の助成金制度の刷新によって、有資格者の比率がインセンティブとなるよう整備された⁽¹³⁾。加えて有資格者の雇用に伴って人件費が高くなることに配慮して、教師主導のサービスに対する補助金額が大幅に引き上げられた。その結果、2000年7月時点（表5-2）と比較すると、有資格者の割合が100%の場合には支給額は2倍以上になっている。

さらに、10か年計画にそって実施された3・4歳児の無償幼児教育に関しては、上記の種別に応じて、通常の補助金にNZ\$1.19～4.59を上乗せした額が支給される（2009年7月現在。表5-1参照）。その補助金の上限は一人の子どもについて1日6時間、1週間20時間であり、20時間を超えた場合、30時間までの保育に対しては通常の補助金が支払われる⁽¹⁴⁾。20時間無償幼児教育制度につ

表5 乳幼児教育サービスに対する政府からの補助金支給額（子ども1人1時間あたり）

表5-1 2009年7月1日改正

登録教員の割合 または 保育の質評価結果	2歳 未満	2歳 以上	無償 幼児教育
教師主導の乳幼児教育施設（全日型）			
100%	\$12.94	\$7.79	\$12.35
80-99%	\$12.16	\$6.91	\$11.42
50-79%	\$10.36	\$5.46	\$9.83
25-49%	\$8.35	\$4.35	\$8.64
0-24%	\$7.14	\$3.62	\$7.88
教師主導の乳幼児教育施設（セッション型）			
100%	\$12.09	\$6.07	\$7.26
80-99%	\$10.80	\$4.95	\$6.30
50-79%	\$9.24	\$4.12	\$5.40
25-49%	\$7.53	\$3.55	\$4.77
0-24%	\$6.55	\$3.19	\$4.41
教師主導の家庭的保育サービス			
優良 (Quality)	\$7.91	\$4.24	\$8.83
標準 (Standard)	\$6.94	\$3.75	\$8.34
プレイセンター			
優良 (Quality)	\$8.40	\$4.22	なし
標準 (Standard)	\$7.35	\$3.70	なし
免許保有コハンガ・レオ			
優良 (Quality)	\$8.40	\$4.22	\$7.88
標準 (Standard)	\$7.35	\$3.70	\$7.42

出典：Ministry of Education, New Zealand, Circular 2009/6-Early childhood education funding

表5-2 2000年7月1日改正

	2歳 未満	2歳 以上
標準	\$5.13	\$2.58
優良	\$5.70	\$2.85
幼稚園	—	\$3.43

出典：-. Early Childhood Funding Handbook, August 2000

注) 2つの表中の「優良」とは、スタッフ配置数および有資格者数が基準を上回るサービス。

いては5.2.で詳述する。

なお、子ども1人当たりの補助金の額は公私のサービスにかかわらず同額であり、2007年7月に開始された3・4歳児を対象とした無償幼児教育の対象には私立サービスも含まれている。

3. 6. 2. その他の助成金・奨学金

前節で述べた子ども1人1時間当たりの補助金に加えて、地域差等の是正を目的とした「平衡助成金 (Equity Funding)」「孤立した (地域の) サービスに対する付加給付金 (Annual Top-up for Isolated Services)」のほか、10か年計画の目標の1つである「乳幼児教育への登録率の増大」を目的とした新規開設・増改築のための土地購入や建築費用等にあてられる「自由裁量交付金制度 (Early Childhood Discretionary Grant Scheme)」、新規開設のさいの設備や備品購入のための「設置助成金 (Establishment Funding)」がある。これらは公共的サービス機関のみへの補助である⁽¹⁵⁾。

同じ10か年計画の目標である「幼児教育の質の向上」を目的として、幼児教育教員免許取得のための「奨学金 (Study Grant)」(個人給付)、「奨励金 (Incentive Grant)」(機関等への給付) 制度がある⁽¹⁶⁾。

3. 6. 3. 保育費助成金 (Childcare Subsidy)

教育省管轄の補助金等に加えて、社会開発省労働収入局 (Ministry of Social Development, Work and Income New Zealand [WINZ]) 管轄の制度として、所定の所得基準を満たす家庭の子どもの保育に対して支払われる「保育費助成金 (Childcare Subsidy)」制度がある⁽¹⁷⁾。所得が一定額以下で (子ども一人の場合、1週あたりNZ\$1400未満)、かつ両親ともに就労または就学している等の条件を満たす場合、子ども (0～4歳) 1人1時間当たりNZ\$1.43～3.70が、最大週50時間まで支給される (2010年4月)。その対象は教育省より免許を取得しているサービスを利用する親であり、親主導のプログラムであるプレイセンターやコハンガ・レオを利用する親も含まれる⁽¹⁸⁾。

労働収入局への保育費助成金の申請も、利用している乳幼児教育サービス機関を通して行われ、助成金は各家庭ではなく乳幼児教育サービス機関に支払われ、助成金額を差し引いた保育料が各サービス機関から利用者に請求される。

保育費助成金受給資格は近年大幅に拡大されている。2004年までは長く週NZ\$620と定められていた所得制限 (子ども1人の場合) が、2005年にNZ\$930に、2007年にはNZ\$1400まで引き上げられた。それに伴い受給者の数は、2007年6月末には2003年の1.5倍を超える大幅な増加となり、乳幼児教育サービス利用者に占める比率は約25%となっている⁽¹⁹⁾。

3. 7. 保育者の資格および登録

3. 7. 1. 幼児教育・保育の資格 (Qualification)

幼保一元化の背景の1つに保育者間の賃金格差があったことは既に述べたが、1986年に保育所が教育省の所管に移された後も、最初に問題となったのは保育者の資格の違いによる賃金格差であった (七木田、2005)。その賃金格差を是正し、保育者の質を向上・維持するため、1988年には幼保統合型保育者資格 (Bachelor of Teaching in Early Childhood Education またはDiploma) が創設された。0歳の乳児から就学前幼児までのケアや教育・子育て支援までを含んだプログラムが開発され、履修期間は3年間となり (それまでの幼稚園教員資格は2年、保育所保育者資格は1年課程であった)⁽²⁰⁾、大学あるいは専門学校で所定のコースを修了しなければならない。現在では幼稚園教諭・保育士のような資格の別はなく、いずれの形態の幼児教育サービスに携わる場合にも必要な資格は同一だが、学術性の違いからBachelor (学士) とDiploma (準学士) の2種類の資格がある。取得に要する年数はともに3年間であるが、Bachelorを取得すると小学校の教員と同等の給与 (pay parity) が認められる。

このような乳幼児教育教員資格が作られた後も、保育者の資格保有は義務化されていなかったため、幼稚園以外の施設では無資格の保育者も多く認められたが、2002年から取り組まれた10か年計画で、10年後の有資格者率100%が目指されることになった (4.を参照)。

3. 7. 2. 教員登録 (Registration)

80年代のロンギ労働党内閣による一連の行財政改革を受け、ニュージーランドの教育行政部門も80年代末には、いわゆるピコット報告 (Administration for Excellence, 1988) にそって大きな改革が行われ、教育省の役割は縮小され、教育委員会は廃止された。教育機関評価局、教員登録委員会、ニュージーランド資格審査機関が独立の機関として新たに制度化されるなど、その後の新自由主義的教育改革の骨格が整えられた (石井、2008)。

実際に教職につくためには、教員登録委員会の後継機関である教員審議会 (New Zealand Teachers Council) への登録が必要となる。教員の登録は、乳幼児教育から高校まですべて教員審議会が管理している。大学などの高等教育機関で所定の資格を取得した者は、教員審議会から教員就労許可証 (practicing certificate) が与えられ、暫定的な登録 (Provisional registration) となる。正式な登録教員 (Full registration) となるためには、教育現場において週12.5時間以上、2年以上の経験を積むことが求められる⁽²¹⁾。以下で「有資格教員」という場合、登録教員のことを指している。

3. 8. 乳幼児教育サービス登録率

2008年7月時点の乳幼児教育サービスに参加している子どもの年齢別の比率（以下、登録率と呼ぶ）は、0歳児17.3%、1歳児46.8%、2歳児67.5%、3歳児100.8%、4歳児103.0%である（図6）。2007年にNew Zealand Council for Educational Researchが行った調査⁽²²⁾で25%の子どもが複数のサービスに登録していたことを勘案すると、実際にはまだ乳幼児教育を受けていない子どもも残されていると考えられるが、3・4歳児の登録率はかなり高い水準にあるといえよう。

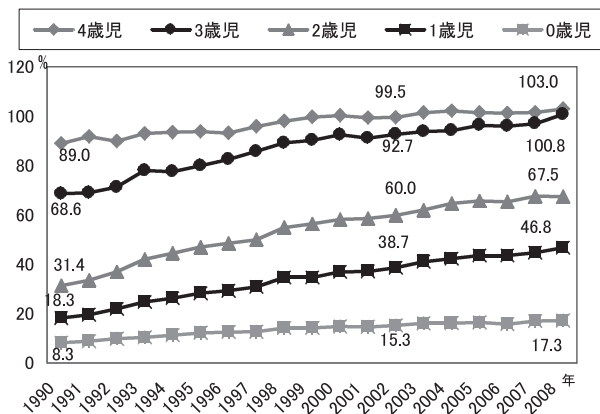


図6 乳幼児教育サービスへの登録率の年齢別変化 (1990~2008年)

出典：Education Count, Ministry of Education, New Zealand (http://www.educationcounts.govt.nz/statistics/data_cubes/student_participation/early_childhood_education/)

4. 乳幼児教育改革10か年計画の取り組み

幼保一元化が果たされた後、もともと教員の100%が有資格者である幼稚園と、有資格者の少ない教育・保育センター等との間の「質」の格差が問題視されてきた。また、幼少期の経験が子どもの後の人生に大きな影響を与えるとの認識から、すべての子どもたちに幼児期に「質の高い」教育を受けさせることが国益にもかなうとして、幼児教育の質の向上と幼児教育を受ける子どもの量的増大が国の課題として重要視されてきた。

この課題を解決すべく立てられたのが、2002年に発表された10か年計画（『未来への道すじー乳幼児教育のための戦略的10か年計画』：A 10-year Strategic Plan for Early Childhood Education, Pathways to the Future: Nga Huarahi Arataki⁽²³⁾）である。その背景には、選挙で「行き過ぎた改革の是正」を掲げた労働党政権への交代（1999年）があった。その後、この計画に従って、1）「登録率の増大」、2）「乳幼児教育の質の向上」、3）「協同的関係の促進」という3つの目標を達成すべく様々な改革が進められてきた（この計画に基づく補助金等の改善

については、すでに3.6.でも触れてきた）。中間点となる2007年5月3・4日には教育省・大学の研究者・現職教員が一堂に会するシンポジウムが開かれ、10か年計画の成果や課題が議論された⁽²⁴⁾。以下では、そこでの議論も参考にしながら、10か年計画の取り組みを紹介する。

4. 1. 【目標1】乳幼児教育サービス登録率の増大

質の高い乳幼児教育サービスを受ける子どもの数を拡大することを目標として、「補助金の増額」「自由裁量交付制度」（3.6.参照）や「20時間無償幼児教育制度」（後述）、「乳幼児教育参加促進プロジェクト（Promoting Participation Project [PPP]）」「親教育プログラムとの連携」などの取り組みが実行された⁽²⁵⁾。

乳幼児教育サービスへの登録率の変化を子どもの年齢別にみると（前掲図6）、10か年計画が始まった2002年時点ですでに90%を超えていた3・4歳児についてはその伸び率は小さいものの、全年齢群で確実に登録率は増大している。2008年には3・4歳児ともに見かけ上の登録率は100%を超えている（複数のサービスを利用する子どもがいるため）。とくに、課題とされていたマオリや太平洋諸島系の子どもの登録率も高くなってきた。

2007年7月からの20時間無償幼児教育導入は、登録率と保育時間の増加をもたらしたが、一方で待機児童問題も顕著になった。3・4歳の場合、6ヶ月以上の待機児がいるサービス機関数は、2002年には11.2%だったが、2008年には22.3%になった。教育・保育センターに限れば、12.2%から33.8%になった⁽²⁶⁾。実際2008年10月に訪問したカンタベリー地方のある施設では、郡部であるにもかかわらず、無償幼児教育を導入してから利用者が大幅に増え、かつては0カ月であった待機期間が6カ月となったということであった。

4. 2. 【目標2】乳幼児教育の質の向上

乳幼児教育サービスで提供される乳幼児教育の質の向上に不可欠なのは保育者の教育であるとして、「有資格の登録教員数の増大」「保育者養成コースの開発」「現職研修の見直し」「イノベーションセンターの設立」等さまざまな方策が講じられている⁽²⁷⁾。

4. 2. 1. 登録教員数の増大

乳幼児教育サービスの保育者に占める登録教員（3.7.2.を参照）の割合を、2007年までに50%、2010年に80%、2012年に100%とすることが10か年計画に数値目標として明記された。期限年までにその目標を満たせない場合には、施設の免許が暫定的なものに切り替えられることになった。また、2005年には補助金制度が、登録教員の割合が高いほど高額の補助金が見られるよう改正された（3.6.1参照）。

この目標を達成するため政府は、3.6.で述べたように、

すでに乳幼児教育施設で働いているスタッフを対象とした奨学金（Incentive Grant：年間NZ\$2,094、3年半まで支給）⁽²⁸⁾や、過剰気味である小学校教員資格等所定の資格を有する者を対象とした奨学金（Study Grant：1回のみ。NZ\$3,000）を出し、乳幼児教育教員の資格取得を推奨している⁽²⁹⁾。また、乳幼児教育施設に対して、暫定的登録教員の正式登録を支援するため、現職研修費用などに対する補助金（Support grant for provisionally registered teachers）を支給している⁽³⁰⁾。2008年7月現在、所定の資格を持っていないスタッフの約半数（3,348名、51.1%）が資格取得のために高等教育機関で学んでいる⁽³¹⁾。

登録教員数およびその割合の推移は、表6に示した通りである。乳幼児教育サービス全体では2005年には登録教員の割合50%を達成しており、当初から有資格者の割合が高かった幼稚園と家庭的保育では、2009年時点ですでに100%に近い数値を達成している。また、登録教員数にはサービスの種別や地方によって差があるものの、目標値を達成したサービス機関数は安定して増えており、2006年7月時点で幼児教育サービス機関の58%が有資格者率50%を達成していた⁽³²⁾。しかし、もともと保育者の有資格者率が低いことが課題とされていた教育・保育センターでは、2009年時点で58.4%とようやく半数を超えたところである。また、全体としては、進捗の遅れから、2010年に設定されていた有資格者率80%の目標年は2012年に修正された（2009年9月。4.5.参照）⁽³³⁾。

4. 2. 2. 現職研修

教育省は、実践例等を写真入りで詳しく説明をした「幼児教育における学習評価の模範例（Kei Tua o te Pae -Assessment for Learning: Early Childhood Exemplars）」の開発に取り組み、それをすべての乳幼児教育施設に配布した。ニュージーランドの乳幼児教育において、順守が義務付けられたカリキュラム・フレームワーク（p.60の表4参照）は哲学・理念的なものであり、具体的な達成目標等は設定されていない。そのため、カリキュラムを実践に移す上で参考とすべき模範的な方法・具体例を示すことを主な目的として作成されたのが、この「学習

評価の模範例」（2004年）である。

また教育省は、この「学習評価の模範例」を基にした現職研修をニュージーランド保育協会（New Zealand Childcare Association）に委託して実施しており、前述のシンポジウムに際して行われた調査では80%のサービス機関が「学習評価の模範例」を活用していると答えている⁽³⁴⁾。現地調査でも、すべての施設で子ども一人ひとりについて“Learning Story”と名付けられたポートフォリオを作成し、事後の保育活動を組み立てる資料としていた。さらに、それを親とのやり取りに活用し、また記述された活動内容を園内掲示し、保育評価のエビデンスとしているなどがどの施設でも見られ、この「学習評価の模範例」に従って実践が行われていることが確認できた。

4. 2. 3. その他の取り組み

乳幼児教育の質を向上させるため、以下のような取り組みがなされてきた。「乳幼児教育革新のためのイノベーション・センター（Centre of Innovation）」に公募で選ばれると、政府の助成金（1年NZ\$4000）を受けて、研究者らと連携しながら政府の定める研究のテーマ（例：「マオリ集中幼児教育における質の高い実践」）について3年間の実践と研究に取り組み、保育の公開や実践・研究成果の発表や報告書の作成が義務付けられる。「セルフレビュー・プロジェクト」は、各サービスが教育評価局による外部評価に加えて、自己評価を効果的に行えるようになることを目指すものである。このため、2006年には『乳幼児教育のための自己評価ガイドライン（Self-review Guidelines for Early Childhood Education）』が作成され、全サービスに配布された。この他、「親主導のサービスの質向上の支援」も取り組まれた（5.2.で述べる）。しかし、2009年から実施予定だった「保育者配置基準の見直し」は2008年11月の政権交代後、見送られた（次頁表7参照）。

4. 3. 【目標3】共同の関係性の促進

誕生から8歳までの教育の一貫性を高めること、そし

表6 教師主導の乳幼児教育サービス機関における登録教員数およびその割合（2005～2009年）

	2005		2006		2007		2008		2009	
幼稚園	1,698	95.3%	1,715	95.6%	1,734	96.7%	1,944	97.1%	2,136	96.5%
教育・保育センター	5,059	44.0%	6,006	49.6%	6,946	53.7%	7,921	55.1%	9,109	58.4%
家庭的保育	304	93.8%	273	95.1%	314	98.7%	364	98.6%	423	98.6%
通信制学校	29	100.0%	22	100.0%	18	100.0%	18	100.0%	18	100.0%
その他	69	52.7%	75	56.0%	62	50.8%	73	68.2%	87	64.4%
合計	7,159	52.0%	8,091	56.4%	9,074	59.7%	10,320	61.2%	11,773	64.0%

出典：Ministry of Education, New Zealand “Education Report: Annual Census of Early Childhood Education services” July 2005～2009

て子どもやその家族に対する社会サービスの統合性を高めることを目標として、以下のような取り組みが実行された。「乳幼児教育サービスから小学校教育への移行の支援」では、入学前の体験入学の設定などが組み込まれた。「家庭や保健サービス、社会福祉と乳幼児教育サービスとの連携の強化」のため、幼児教育施設が保健サービスと連携して子育て情報の提供など親支援に取り組む事になった。「Team-Upプログラム」は親が子どもの学びに関わり、積極的な役割を果たせるように、子どもの年齢に応じたゲームや工作のアイデアを掲載したパンフレットを作成・配布するなどして、家庭の役割の重要性を説いた。さらに乳幼児教育サービスが地域の親支援の中核として機能することを目指して、参加園を公募し「乳幼児教育施設を親支援の基盤とするパイロットプロジェクト」が実行されてきた⁽³⁵⁾。

4. 4. 補助金制度 (Funding System) の改正

2005年4月の補助金刷新を受け、有資格者の雇用に伴う人件費の増大に配慮して、教師主導のサービスへの補助金額が大幅に引き上げられた(3.6.1参照)。また、2007年には、3・4歳児を対象とした無償教育導入が導入された(後述)。

4. 5. 規程の見直し (Regulatory Review)

さらに10か年計画の実行を支える方策のひとつとして、乳幼児教育規程の見直しが行われた。この規程の見直しの主な目的は、教育規程をより分かりやすく再記述すること、そして10か年計画に従って実施される変革内容を反映させることであり、2006年に関連する教育法の条項が改正され⁽³⁶⁾、2008年12月1日に新規規程⁽³⁷⁾が施行された。新規規程の下で始まった新制度では、「教育法」「乳幼児教育規程」「免許基準 (Licensing Criteria)」の3層の法規⁽³⁸⁾ですべての乳幼児教育サービスが管理されることとなった。新制度下では認可審査は廃止され、乳幼児教育サービスの審査は免許制度に一本化された⁽³⁹⁾。なお、現在免許を取得しているすべてのサービスについて2013年までに再審査が実施され、新規規程の要件に基づく免許の再交付が行われる。新しい要求事項を満たせない場合には、暫定的な免許が交付され一定期間の猶予が与えられることになっている。

このように、10か年計画に基づいて実施された教育規程の改訂であったが⁽⁴⁰⁾、2008年11月8日に行われた総選挙で労働党から国民党へと政権が交代したことを受け、12月1日の施行を待たずして新しい政府が2008年乳幼児教育規程の一部変更・削除を表明し⁽⁴¹⁾、2009年1月および9月の2度にわたって修正が加えられた(表7)。結局、

表7 乳幼児教育規程の改訂

	1998年乳幼児教育規程	2008年乳幼児教育規程 (2008年12月)	改正2008年乳幼児教育規程 (2009年1月/9月)
「短時間保育センター」 ^{注1)}		新サービス区分として創設	撤廃
「病院を基盤としたサービス」 ^{注2)}		新サービス区分として創設	維持
乳幼児教育サービスの免許有効期限	永年	6年間	永年
家庭的保育の保育者の年齢制限	20歳以上	17歳以上	20歳以上 (1月改正) →17歳以上 (9月改正)
家庭的保育の最大保育可能人数	80名	60名	80名
保育者配置基準	全日型： 2歳未満 - 1:5 2歳以上 - 1:10 セッション型： 2歳未満 - 1:5 2歳以上 - 1:15	同左 (ただし、2009年より年齢区分を2歳半未満/2歳半以上とし、2010年よりセッション型の2歳半以上の配置基準を1:14とする予定。)	同左 (左記の配置基準改善の予定を撤廃)
カリキュラム	「テ・ファリキ」に法力拘束力はない(しかし、補助金支給の要件の一つとして、順守が求められる)。	「テ・ファリキ」の4つの原理と5つの要素をカリキュラム・フレームワークとして採用し順守を法律で義務化 ^{注3)} 。	同左
教員の資格要件	なし	50% (2010年に80%, 2012年に100%とする予定)	同左 (2012年に80%とする予定。100%とする時期は未定。)
プレイグループ	免許免除	認定 (certification) の対象	同左

注1) Limited attendance centre : 1日2時間、週6時間まで預かることができるサービス区分。

注2) Hospital-based service : 入院中の乳幼児を対象としたサービス区分。外遊びのための場所の設置は要求されない。

注3) Ministry of Education, New Zealand. Education (Early Childhood Education Curriculum Framework) Notice 2008

保育者の配置基準改善は見送られ、有資格者教員の達成目標は2012年で80%と修正された。

5. 幼児に対する無償教育

5. 1. 無償教育の歴史

既に述べたように、ニュージーランドではほとんどの子どもが5歳の誕生日から小学校に通い始め、無償の教育を受けている。この歴史は100年以上前に始まったものである。3・4歳児については、1889年に慈善施設として無償幼稚園が設立されて以降、「無償幼稚園」が乳幼児の保育の中心を担ってきた⁽⁴²⁾。しかし、保育料が無償であったのは無償幼稚園協会等が運営する公共的な「幼稚園」に限られており、その他の施設・サービスを利用する場合には一定の保育料を支払う必要があった。また、「無償幼稚園」の運営にあたっては地域や親からの寄付・寄贈も不可欠であることから、比較的人口の多い富裕な地域には幼稚園が多くあるが、貧困地域・過疎地の子どもは無償幼児教育を受けられないという格差が存在したことは否めない。さらに、幼稚園の保育時間は1日4時間までと短く、しかも「ペアレント・ヘルプ」として定期的に保育に参加することが求められるため、親が仕事をもつ場合には利用が難しいといった問題もある。

5. 2. 20時間無償幼児教育 (20 Hour Free ECE) 制度

既に触れてきたように、2007年7月1日に3・4歳児を対象とした無償幼児教育制度が新たに導入され、3・4歳児に対する無償教育の提供が大幅に拡大された。現在では約80%の3・4歳児が無償幼児教育を受けている。この制度は、「教師主導の免許保育乳幼児教育サービス」を1日6時間まで、週20時間まで無償で受けることを可能とする制度である⁽⁴³⁾。つまり同制度の導入により、それまでのように幼稚園だけでなく、教育・保育センターや家庭的保育、コハンガ・レオに通う3・4歳児も、無償で保育・教育を受けることが可能となった。当初、プレイセンターや一部のコハンガ・レオはその対象から除外されていたが、2010年7月よりこれらの「親主導」サービスも同制度の対象とされることが決まっている。

無償幼児教育プログラムを提供するか否かは各乳幼児教育サービスが独自に決定することになっており、義務づけられているわけではない。そのため、当初は大都市部、私立のサービスが導入に慎重であり、またサービス種別では教育・保育センターとコハンガ・レオで導入が遅れていた。しかし、2010年1月現在では、全体で86.7%の機関が同制度を導入しており⁽⁴⁴⁾、子ども数で見ると2009年7月現在、教師主導の乳幼児教育サービスを利用している3・4歳児の88.7%が無償幼児教育制度を利用している(表8)。

表8 3・4歳児の無償幼児教育登録数及び乳幼児教育登録児全体に占める割合(2009年7月1日現在)

3~4歳	
幼稚園	36,889人(96.8%)
教育・保育センター	49,136人(84.5%)
家庭的保育ネットワーク	5,12人(79.5%)
合計	91,151人(88.7%)

出典: Ministry of Education, New Zealand, Education Report: Annual Census of Early Childhood Education services: July 2009

無償幼児教育に対する補助金額は、事前に各サービスに対して行った運営費調査結果からその平均額とされたが、2008年7月1日から補助金額が引き上げられ、現在に至っている。また、現政権の国民党は2008年11月の総選挙時に、無償幼児教育制度を継続することを明言していた。実際、2010年4月現在も同制度は維持されており、上述したように、2010年7月には「親主導」のプレイセンター等も対象とするよう改正される予定であり、同時に対象年齢も5歳まで拡大されることになっている。また、現在1日6時間までと定められている制限についても2011年に緩和が予定されている⁽⁴⁵⁾。

5. 3. 「オプション料金」について

無償幼児教育制度を利用する子どもに対しても、1日6時間、1週間20時間の無償部分を超える部分への保育料の徴収は可能であるほか、配置基準を上回るスタッフの雇用、遠足、おやつ等に対する「オプション料金(Optional Charge)」を設定したり、「寄付」を求めたりすることは認められている。ニュージーランド教育研究協議会(New Zealand Council for Education Research [NZCER])が2007年に行った調査⁽⁴⁶⁾では、34%のサービス機関がオプション料金を設定しており、10%が寄付を求めている。オプション料金の額は1週間NZ\$5未満が最も多く(50%)、次いで1週間NZ\$5~20が24%であった。また私立の園などでは1日6時間以上の保育契約を結ぶことを義務付け、6時間を超える部分の保育料を通常より高く設定して徴収している場合もあり、完全に「無償」幼児教育が提供されているとは言えない。そのため、2009年より制度名も「20時間幼児教育(20 Hours ECE)」に変更された。保育料も長時間保育になってくると決して安くはないようだ⁽⁴⁷⁾。それでも乳幼児教育サービスの料金が「楽に支払える(easily affordable)」と回答した親の割合は2003年(24%)より増加して2007年には43%であった。また、所得に対する保育料の比率は、2005年第一四半期を1000とした場合、2009年第一四半期は589となっており、保護者への負担は確かに軽減されているようだ⁽⁴⁸⁾。

6. ニュージーランドの乳幼児保育制度からの示唆

6. 1. 幼保一元化

ニュージーランドでは、「幼保一元化」が世界的に見ても早い時期になされた。既に述べたように、ニュージーランドの幼保一元化の背景には、歴史が古く、相対的に恵まれた幼稚園と他のサービスとの格差の問題があった。筆者らの調査時にも「保育に携わる人たちから、教師としてみなして欲しいという非常に強い要請が背景にあった。」という話が聞かれた。

一元化によって、幼稚園・保育所だけでなく、親たちの共同保育を基本とするプレイ・センターなど、日本であれば狭義の子育て支援に位置付くであろうサービスにも、基準を明確にして同一体系で補助金が支出されるなど、歴史的に多様な形態の並立を認めつつ、包括的な政策が実施されてきた。しかも、その多様性が長らく維持されている。先住民族であったマオリや他のマイノリティの言語や文化を尊重した制度（コハンガレオ等）からは、多様な文化に配慮するこの国の姿勢を見ることができるといえる。

所轄官庁の一元化は世界的流れである。ニュージーランドの一元化以降に、スウェーデン・イギリスなどが同様に教育省に一元化をしている。デンマーク・フィンランドなどは社会福祉省に一元化している。日本でも2006年に認定こども園という新しい制度が部分的に始まったが、幼保二元制度の下で新たな制度を模索したことから、矛盾を抱えたスタートとなった。深刻な待機児童問題に対しては、「保育所の充実こそ急がれるべきである。」という意見も強い。幼稚園の現場では保育の長時間化等、その保育所化に戸惑いもある（川端・瓜生、2009）。認定こども園制度は、それぞれの省庁の思惑だけでなく、行財政改革の取り組みという面も絡みながら始まった制度だけに（瓜生・川端、2009）、その制度の理念や展望が何なのか、誰のためのものなのかが見えにくいのである。

ニュージーランドの一元化も、サービス間の「競争」と「選択」に期待する新自由主義的経済政策として取り組まれた面もありながら、その後の展開としては、全ての子どもに同等の保育の提供を、そしてそのためには保育者間の格差の是正をという理念が対抗軸としてあったことは、本稿で見てきた通りである。日本の場合も、かたや園児数の減少を抱える幼稚園制度と、かたや待機児童を抱える保育所制度の再編・整備は避けて通れぬ課題になってきているが、そのためには、所轄省庁の一元化および一元化の際の目的・理念を明確にすることが前提として求められる。

冒頭でも述べたが、鳩山政権下で立ち上げられた「子ども・子育て新システム検討会議」が、新システム実施

体制の「一元化」と「幼保の一体化」などを打ち出している⁽⁴⁹⁾。省庁再編や地方主権という動きにも押されて、予想以上に早いテンポで検討が始まっているが、「新システム」の保育理念を見極めていく必要があるだろう。

6. 2. 擬似バウチャー制度

バウチャーに関する本格的な議論は自由市場主義を席卷する現代シカゴ学派の代表的経済学者のフリードマンによるとされ、1962年の『資本主義の自由』刊行以降、とくに教育バウチャー構想が注目された。バウチャーは、公共政策における市場メカニズムを支持する論者からは、公的補助金に「選択」と「競争」の要素を加える手段として、その政策のシンボルともされてきた⁽⁵⁰⁾。適用分野は、教育・保育分野から高齢者介護・住宅・食料品など幅広い。乳幼児保育について、アメリカ・スウェーデンのように、バウチャー制度が州等によっては採用されている国もあるが、ニュージーランドでは「幼保一元化」の取り組みの具体化として（擬似）バウチャー制度と一括助成が基本に据えられたことは既に述べた。

バウチャー方式は、個人に配られたバウチャーを回収してそれを補助金に替える必要があるため、保育所等への機関補助方式と比べ、事務手続きが煩雑になることがデメリットとされる。イギリスでも1996年、部分的に保育バウチャーが試行されたが、翌年5月の総選挙で労働党に政権が交代したことを機に廃止された。政策実施コストがかかり、「保育事業における政府の依存度の軽減」という目的が果たされなかったことが廃止の大きな理由であるが、教育機関に無用の競争を生み出し、就学前保育の活性化にはつながらないという労働党の方針も背景にあった⁽⁵¹⁾。バウチャー制度に伴う事務の繁雑さを簡素化したのが擬似バウチャー制度である（3.6.1参照）。

日本でも、1999年に経済戦略会議が保育・介護等の分野についてバウチャー導入を答申したことから⁽⁵²⁾、議論が本格化した。その後、規制「改革」を掲げた小泉政権以降、保育制度改革として、育児バウチャーの導入に道を開く直接補助方式・直接契約方式が積極的に検討されてきている⁽⁵³⁾。

こうした保育所制度の規制緩和とバウチャー制度導入等の改革に意欲を持つ政策側が、近年、ニュージーランドの保育制度に関心を向けさせてきた面もある。しかし、ニュージーランドでも、人数比に基づく一律のバウチャー制度に加えて、平衡助成金等、様々な助成金があることは見てきた通りである。また、「保育の質」確保はかけ声だけではなく、有資格者の比率を高めれば補助金が高くなる仕組みを導入しており、「競争」だけを原理としたシンプルな制度として完結してきたわけではない。また、ニュージーランドの乳幼児保育制度は、幼稚園・保育所等の規模が50人を超えることは認められず（2歳

未満の場合は25人)、小規模を原則としており(表3参照)、そのことが、施設間の企業的競争への一定の歯止めとなっている。日本では、200人、300人を超える私立幼稚園や民間保育所もあることから、バウチャー制によって競争的色彩が強められれば、スケール・メリットによる弱肉強食とも言える状況が強くなる可能性がある。また、日本の場合、対象年齢の幅も0歳～5歳児と広く、年齢別保育が伝統的であることから、単純に子ども数だけでは運営費が決められない。現行の国庫補助による保育所運営費に関して見てみると、保育単価に各月初日の入所児童数を掛け合わせる方式という点ではニュージーランドとも似た方式だが、実際には、「地域区分」「施設規模」「年齢区分」等に応じて非常に細かな保育単価が設定されている⁽⁵⁴⁾。バウチャー導入によって事務コストの軽減は期待できるのだろうか。施設規模・保育形態など、日本の保育事情に注意して議論する必要がある。

ニュージーランドでも、幼保一元化を機に導入された補助金政策によって、歴史が長くそれまで比較的恵まれていた幼稚園にとっては補助金額の後退を招き、劣勢に立たされるところとなった。それまで教育省から直接幼稚園の教員に給与が支払われていた仕組みが、一括助成によって他のサービス同様、教員の給与も含めた額が補助金として支払われる制度に変わったことも、一層、厳しい事態として受け止められた。一括助成に対する幼稚園側の反対の声に対して、国は幼稚園が保育料を徴収できるとする法案を可決し、事態を收拾しようとした。これに対して保育料を無償に戻させたことなど、当時の幼稚園側の攻防については鈴木(2003)に詳しいが、このように現場サイドの意思表示が国の方針を揺さぶることもあることの背景には、長らく「無償幼稚園」と呼ばれてきた歴史的経緯－親の運動を背景に設立され、現在でも幼稚園は親が運営の責任を持っている－や民主主義の土壌があるのだろう。他方、日本では、60年代、親たちの共同保育から始まった保育所づくりの運動の歴史があるものの、学校や園の教育や保育について当事者が中心になって担っていくという参加民主主義の経験や権利意識は国全体としては十分育ってはいない。このため、一旦、実行に移されてしまえば、ニュージーランドのような現場の“歯止め”が機能するだろうかという懸念がある。ニュージーランドの「行き過ぎた改革の是正」の歴史にも学び(p.63参照)、慎重な制度設計が求められよう。

6. 3. 幼児無償教育導入の影響

労働党政権時代に始まった無償幼児教育は、国民党政権にも引き継がれたが、筆者らの2010年の第3回調査では、その影響を尋ねることにも関心があった。先述のNZCERによる調査によると、無償幼児教育制度導入によって特に全日型の教師主導の乳幼児教育サービスで、

登録児数の増加と保育時間の長時間化が認められた一方、セッション型の幼稚園や親主導のため無償制度の対象となっていなかったプレイセンターでは、登録児数の減少がみられているとのことである。施設等の消長は、表2からも確認できる。待機児童問題も発生した。聞き取り調査でも、無償化によって「乳幼児保育の恩恵を子どもが受けやすくなった反面、営利的な保育施設が盛り返してきた」という声が関係者から聞かれた。10か年計画によって有資格者比率の増加がインセンティブとなったため、有資格者採用による補助金増加と人件費コスト高とのジレンマを抱えてきた営利企業にとっても、無償制度の導入は園児獲得のチャンスとなったようだ。

自民党の2005年の総選挙マニフェストを受けて、麻生政権下で「幼児教育の無償化について」(中間報告)が打ち出された(2009年5月)。文科省側の提案であり⁽⁵⁵⁾、幼稚園への梃子入れ策の感が強かった。しかし、もし、無償化によって保育料負担が軽減されれば、その分、親の期待は幼稚園を乗り越えて保育所に向かうと言うことは、専業主婦モデルが破綻してきている今日の経済・社会情勢を考えれば、避けられないだろう。現状では、保育所の保育料が高額であることが待機児童数を押さえ込んでいる面があるが、無償化によってたちまち待機児童対策が今以上に大きな課題となることだろう。近年、世界的にも3歳頃よりの「幼児教育無償化」の流れが進んでいるが(仏・英など)、その実現に向けては、選挙対策としてではなく、子どもの権利保障を基本に、就学前保育制度全体の中で捉えた丁寧な設計が求められよう⁽⁵⁶⁾。

6. 4. テファリキに学ぶ

ニュージーランドでは、どの施設に行こうとも同じ水準の保育を保障するために、包括的な統一カリキュラムとしてテファリキが作成され、活用されてきた。「保育の質」という視点からは、ニュージーランドの幼保一元化の神髄はテファリキの作成にあるとも言える。テファリキの存在が、一連の幼保一元化政策が、単に経済政策だけに貫ぬかれた制度ではないことを示すものになっている。

日本でも、「認定こども園」制度以前から「幼保一体型」施設を実施している自治体があり、統一カリキュラムを作成し、幼稚園・保育所にかかわりなく、共通の保育をめざすことを明確にしている動きが見られる。幼保をめぐる今日の制度改変の動きを見ると、子どもたちの育ちの課題と親の願いを見据えた上で、就学前保育に何が求められているのかという理念をまず明確にし、その実現に向けた制度設計が検討されていってほしいものである。各地で取り組まれてきた幼保統一カリキュラムの作成も－現行の幼稚園・保育所制度では立ちゆかなくなってきたというプラグマチックな動因があるにしても－、

そうした努力の具体化の現れであろう。

本稿では、ニュージーランドの保育制度が、80年代に始まる「競争」を原理とした経済政策としての側面と、子どもたちへの同等の保育の機会と質の保障をとという流れのせめぎ合いという様相を呈しながらも、「10か年計画」によって質保障にウエイトが増してきた状況を紹介してきた。日本でも一元化が狙上に上りバウチャーの導入に熱心な動きもあるが、他国の事例を学ぶ際には自国の実情に即した理解、多面的な分析と評価が不可欠であろう。

なお、理念的・包括的なテファリキの実践への具体化の1つともいうべきLearning Story（前述）が、日本でも関心と呼び始めている⁽⁵⁷⁾。ニュージーランドでは、Learning Storyが、各サービス機関での自己評価の取り組みとしても、盛んに取り入れられるようになっていく。筆者らも訪問調査でLearning Storyの多くの事例を収集してきたが、これについては別稿で報告したい。

（本文中、及び、注のURLの最終確認日は、特に断りのない場合は、2010年5月1日である。）

注

- (1) 松川由紀子 2000 ニュージーランドの保育と子育ての支え合い 溪水社、同 2004 ニュージーランドの子育てに学ぶ 小学館、など。
- (2) 朝日新聞 2010 子育て施策一本化へ 4月27日付け
- (3) Statistics, New Zealand. 2006 Census. (<http://www.stats.govt.nz/Census/2006CensusHomePage/QuickStats/quickstats-about-a-subject/nzs-population-and-dwellings/ethnic-groups.aspx>)
- (4) United Nations National Accounts Main Aggregates Database(<http://millenniumindicators.un.org/unsd/snaama/resCountry.asp>)
- (5) Statistics, New Zealand. Births and Deaths: December 2009 quarter.
- (6) Department of Labour, New Zealand. Parental Leave-A Guide for Employees. 2009. 利用率は有資格者の83%という調査結果(2005/2006年)がある(Parental Leave in New Zealand 2005/2006 Evaluation, Department of Labour, 2007)。
- (7) Inland Revenue, New Zealand. Working for families tax credits (<http://www.ird.govt.nz/wff-tax-credits/>)
- (8) New Zealand Government. Education (Early Childhood Services) Regulations 2008, Education (Playgroups) Regulation 2008.
- (9) 乳幼児教育サービスの一部は、免許の取得が免除されており(License-Exempt)、コミュニティを基盤にしたプレイグループ、太平洋諸島乳幼児グループ、マオリ文化に基づくプナ・コフンガフンガがある。所定の基準を満たす場合、これらのプレイグループにも子ども一人1時間当たり1.37ドルが支給される(2009年7月現在)。
免許必須のサービスの建物の基準は、Licensing Criteria for Early Childhood Education and Care Centres 2008(<http://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0204/latest/DLM1412645.html>)に定められている。
- (10) 「公共的」サービスと訳したが、ニュージーランドのCommunity-basedの乳幼児教育サービスには、国や地方自治体等が設置・運営しているものは、通信制学校(国立)を除き存在しない。
- (11) 2005年には56.7%であった。
Ministry of Education, New Zealand. Education Report: Annual Census of Early Childhood Education services. July 2009.
- (12) New Zealand Government. Education (Early Childhood Services) Regulations 2008.
- (13) 2010年7月からさらに補助金額が引き上げられることになった。しかし、2011年2月1日からは、現政府の有資格者の割合は80%あれば十分との見解を反映させて、有資格者80%以上は同額となり、上限が引き下げられる(但し、幼稚園については特例的に、引き下げはない)。
(<http://www.lead.ece.govt.nz/~media/Educate/Files/Reference%20Downloads/Lead/Files/Funding/FundingHandbook/AppendixOne.pdf>: 2010年6月22日確認)
- (14) Ministry of Education, New Zealand. Early Childhood Education Funding Handbook. 2007.
- (15) -. Early Childhood Education Funding Handbook. 2007.
- (16) Ministry of Education, New Zealand. Early Childhood Education Leadership, Management and Administration, Ministry of Education, New Zealand(<http://www.lead.ece.govt.nz/default.htm>.)
- (17) Work and Income New Zealand. Help with childcare costs -A guide for parents and caregivers. 2008.
- (18) 20時間の無償幼児教育を受けている場合には、無償となる20時間を超える部分にのみ適用される。また、保育費助成金の他に学童保育(5~13歳)に対する助成金制度(OSCAR: Out of School Care and Recreational Subsidy)もあり、乳幼児と同様の条件を満たす場合に、同様の金額が最大週20時間(長期休暇中は週50時間)まで学童保育料の助成が受けられる。
- (19) 受給資格: Work and Income, part of the Ministry of Social Development, New Zealand(<http://www.workandincome.govt.nz/individuals/a-z-benefits/childcare-subsidy.html>)
受給児数: Ministry of Social Development, New Zealand. "The Statistical Report for the Year Ending June 2007"
- (20) Ministry of Education, New Zealand and New Zealand Teachers Council. Towards Full Registration -A Support Kit. 2006.
- (21) -. ibid.
- (22) Mitchell Linda. Provision of ECE services and parental perceptions -Results of the 2007 NZCER national survey of ECE services. New Zealand Council for Educational Research, 2008.
- (23) Ministry of Education, New Zealand. Pathways to the Future: Nga Huarahi Arataki - A 10-year strategic plan for early childhood education. September 2002.
- (24) Travelling Pathways to the Future - Early Childhood Education Symposium Proceedings. 2-3 May 2007.
- (25) ibid.,p12.
- (26) Ministry of Education, New Zealand. Waiting times for early childhood education.
(http://www.educationcounts.govt.nz/indicators/student_participation/early_childhood_education/55153)
- (27) Ministry of Education, New Zealand. Pathways to the

- Future: Nga Huarahi Arataki - A 10-year strategic plan for early childhood education. September 2002.
- (28) Ministry of Education, New Zealand. Incentive grant information and application form 2009. (<http://www.lead.ece.govt.nz/Funding/Grants/IncentiveGrantInformationAndApplicationForm.htm>).
- (29) -. Study grant information and application form 2009. (<http://www.lead.ece.govt.nz/Funding/Grants/StudyGrantInformationAndApplicationForm.htm>.)
- (30) -. Early Childhood Education Funding Handbook. 2007.
- (31) -. Education Report: Annual Census of Early Childhood Education services. July 2009.
- (32) Travelling Pathways to the Future - Early Childhood Education Symposium Proceedings, p40, 2-3 May 2007.
- (33) <http://www.lead.ece.govt.nz/GeneralInformation/InFocus/TeacherRegistrationTargetsFAQs.aspx>
- (34) Travelling Pathways to the Future - Early Childhood Education Symposium Proceedings, p41, 2-3 May 2007.
- (35) *ibid.*, p42.
- (36) New Zealand Government. Education Amendment Act 2006.
- (37) -. Education (Early Childhood Services) Regulations 2008.
-. Education (Playgroups) Regulations 2008.
- (38) Ministry of Education, New Zealand. Licensing Criteria for Early Childhood Education and Care Centres 2008 and Early Childhood Education Curriculum Framework.
-. Licensing Criteria for Home-based Education and Care Services 2008 and Early Childhood Education Curriculum Framework.
-. Licensing Criteria for Hospital-based Education and Care Services 2008 and Early Childhood Education Curriculum Framework.
- (39) 「免許基準」はサービス形態（施設／家庭／病院）ごとにその性質に応じた詳細な基準を示すものであり、前制度下で免許（License）審査に加えて実施されていた認可（Charter）審査（この認可審査の結果により補助金が支給されていた）の基準（Revised Statement of Desirable Objectives and Practices (DOPs) for Chartered Early Childhood Services in New Zealand 1996）を組み込んだものになっている。
- (40) Ministry of Education, New Zealand. Early Childhood Education Update. Education Gazette, 15.
- (41) -. The Letter from the Minister of Education. (<http://www.lead.ece.govt.nz/NR/rdonlyres/F44C01DB-05B6-48E7-BD9E-26FF14326157/0/SIGNEDLetterfromMinistertotheSectorontheReviewofthe2008Regulations22December2008p.pdf>)
- (42) 松川由紀子 2000 ニュージーランドの保育と子育ての支え合い 溪水社
- (43) 無償幼児教育制度を利用する場合は、保護者は各子どもについて無償幼児教育を受けるサービス名及び曜日・時間を「証明書（Attestation form）」に記入・署名して施設を通じて政府に提出することが求められる。
- (44) <http://www.lead.ece.govt.nz/ManagementInformation/Funding/20HoursECE.aspx>
- (45) Treasury, New Zealand, Budget 2009, 28 May 2009 による。しかし、Budget 2010, 20 May 2010では、この制限緩和は見送られた。
- (46) Mitchell Linda, *ibid.*, pp26-28.
- (47) 全日保育で2歳以上児を週5日預けた場合、オークランド中心部の私立園Bear Parkでは週NZ\$284、公共的園Parnell Early Childhood Educationで同様の条件で週NZ\$180とある（いずれも20時間無償幼児教育を利用した場合）。世帯平均年収（2008-2009）が政府統計によると、NZ\$78,876であることから見ても、日本同様、安くはないようだ。2つの園のURLは以下の通り。
<http://www.bearpark.co.nz/location/mt-edden>
http://www.parnell.org.nz/Parnell-Trust-Early-Childhood-Education-Parnell_Early_Childhood_Centre.htm
- (48) Education Counts, Ministry of Education, New Zealand Affordability of early childhood education, September 2009
- (49) 朝日新聞 2010 子育て施策一本化へ 4月27日付け
- (50) 内閣府政策統括官 2001 バウチャーについて—その概念と諸外国の経験— 政策効果分析レポート、8
- (51) 前掲書
- (52) 経済戦略会議 1999 日本経済再生への戦略（答申）
- (53) 例えば、2008年3月25日に閣議決定された「規制改革のための3か年計画」では、「利用者への負担の公平化を図るため、運営費等の公的補助を施設に対して行う現行の制度から、利用者に対する直接補助方式へ転換する必要がある。…直接補助方式への移行にあたっては、育児バウチャーの導入や…社会保険制度（育児保険等）への転換についてもあわせて検討する。」と決定された。鳩山政権下でも「利用者補助方式」への転換等の保育所制度改革案が閣議決定された（2009年12月8日）。
- (54) ただし、2006年度以降、公立保育所の運営費が一般財源化された結果、財源の配分は市町村の裁量に任される仕組みに変わったので、保育単価をもとにした従来通りの算出額が各園に配分される保証はなくなった。
- (55) 文部科学省 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会 2009 幼児教育の無償化について（中間報告）
- (56) 2010年度より高校授業料無償化がスタートし、幼児教育無償化は当面、遠のいた。
- (57) 大宮勇雄 2009 学びの物語りの保育実践、ひとなる書房

引用文献

- 池本美香 2003 ニュージーランド 汐見稔幸編著 世界に学ぼう！子育て支援 フレーベル館、pp115-142.
- 川端美沙子・瓜生淑子 2008 幼保一体化施設の可能性と課題 奈良教育大学紀要、18、pp107-116.
- 泉千勢 2008 世界の幼児教育・保育改革最前線 泉千勢 他編 世界の幼児教育・保育改革と学力 未来への 学力と日本の教育 第9巻、明石書店、pp11-26.
- 石井拓児 2008 ニュージーランドにおける新自由主義改革の展開とその特徴 佐貫浩他編 新自由主義改革 その理論・実態と対抗軸、大月書店、pp222-235.
- 松川由紀子 1998 ニュージーランドの行財政改革と乳幼児保育政策 日本ニュージーランド学会誌、4、pp71-83.
- 七木田敦 2005 ニュージーランドにおける就学前教育改革について—幼保の一元化からカリキュラム策定まで保育学研究、43、pp100-108.
- 鈴木佐喜子 2008 「テ・ファリキ」に基づきすすむ改革 泉千勢他編 世界の幼児教育・保育改革と学力 未来への 学力と日本の教育、第9巻、明石書店、pp154-174.
- 瓜生淑子・川端美沙子 2008 認定こども園成立と幼稚園・保育所制度 奈良教育大学教育実践センター研究紀要、57、1、pp81-94.